

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

| 課税される所得金額 | 加入前の税額(a) | | 加入後の税額(b) | | 加入後の節税額(=a-b) | |
|-----------|------------|------------|------------|---------|---------------|--|
| | 所得税+住民税 | 掛金月額1万円 | 掛金月額7万円 | 掛金月額1万円 | 掛金月額7万円 | |
| 200万円 | 306,500円 | 286,000円 | 178,000円 | 20,500円 | 128,500円 | |
| 400万円 | 776,500円 | 740,500円 | 538,500円 | 36,000円 | 238,000円 | |
| 600万円 | 1,376,500円 | 1,340,500円 | 1,124,500円 | 36,000円 | 252,000円 | |
| 800万円 | 2,008,000円 | 1,968,400円 | 1,730,800円 | 39,600円 | 277,200円 | |
| 1,000万円 | 2,768,000円 | 2,716,400円 | 2,406,800円 | 51,600円 | 361,200円 | |

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
 ※2 税額は、平成22年1月1日現在(平成18年度税制改正適用)の税率に基づいています。

「毎月掛金」
 ① 1万円(五百円単位)までの範囲内を自由に選べます。
 ② 掛金は、増額・減額ができます。(減額には一定の要件が必要です)
 ③ 掛金は、加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。
 【税法上の特典】
 ① 掛金は、全額が「小規模

小規模企業共済制度
経営者にも退職金を!
個人事業主の「共同経営者」も加入の対象となります
 小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職したとき、第一線を退いたときに、これまで積み立ててきた掛金に応じた共済金を受け取りになれる共済制度で、経営者の退職金制度といえるものです。
 また、平成二十三年一月より、共済加入対象者が、個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されます。
 【加入資格】
 ○常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員。
 ○小規模企業たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主一人につき二人まで)
 ※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の条件を満たしている方々です。①事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担していること。②事業の執行に対する報酬を受けていることを、条件とします。

また、毎月第三土曜日八時〜十三時におしゃれな朝市「ばるぼーとマルシェ」を開催中。新鮮な野菜を始め、オリジナルアクセサリー、花、移動カフェ等が出店。屋外ステージでは市民参加型ライブ等若者男女問わず楽しめる。また、毎月第三土曜日八時〜十三時におしゃれな朝市「ばるぼーとマルシェ」を開催中。新鮮な野菜を始め、オリジナルアクセサリー、花、移動カフェ等が出店。屋外ステージでは市民参加型ライブ等若者男女問わず楽しめる。

会員ア・ラ・カルト
 会員事業所を無料で紹介するコーナーです。
 掲載希望の方は、当所(Tel.22-5511)までお電話下さい。



No.445
まちなか活性化の拠点
佐野駅前交流プラザ「ばるぼーと」
 若松町481-4
 Tel. 27-0005

企業共済等掛金控除として、課税対象所得から控除できます。(一年以内の前納掛金も控除できます)
 ② 共済金の受取りは、一括・分割(十年・十五年)・一括と分割の併用のいずれかを選択できます。税法上は、一括受取りは退職所得扱い、分割受取りは公的年金等の雑所得扱いとなります。
 詳しい制度内容や加入については、当所経営支援課(☎二二五五一)までお電話下さい。(阿部)



No.447
身近なものを豪華にアレンジ!!
デコパージュスクールアートリハ Snow Angel
 若松町
 TEL 090-2881-6710

皆さんはデコパージュをご存知でしょうか?デコパージュとは、語源の切った張るといふ意味のとおり雑誌などの絵を切り、木やガラスなどに貼り付けニスや塗料というアートである。重ね合わせた絵の間に樹法や絵をセロハン上にし、ガラスや卵などに貼ったり、ニスで絵を固めて曲線を出したりと、技法は多種多様。今回紹介する「Snow Angel」はインストラクターの資格を持つ焼田先生のご自宅で教室を開いており、当所主催の「まちなか」でも一月二十日から全3回に渡り講師を務めてくれる。講座では壁飾り・おひな様・タオル掛けと毎回違うものに挑戦できます。絵に自信のない方、身近な物をアレンジし

No.446
あなたが合った快適メガネ
めがね相談室 メガネドクター佐野店
 高萩町507-2
 Tel. 24-2009

共済金等の受取り (共済金等の額は経済情勢等が大きく変化した時には、変更されることもあります。)

| 掛金納付年数 | 掛金合計額 | 共済金A | 共済金B | 準共済金 | 解約手当金 |
|--------|------------|------------|------------|------------|--|
| 5年 | 600,000円 | 621,400円 | 614,600円 | 600,000円 | 掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~100%相当額が受取可能(ただし、掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。) |
| 10年 | 1,200,000円 | 1,290,600円 | 1,260,800円 | 1,200,000円 | |
| 15年 | 1,800,000円 | 2,011,000円 | 1,940,400円 | 1,800,000円 | |
| 20年 | 2,400,000円 | 2,786,400円 | 2,658,800円 | 2,419,500円 | |
| 30年 | 3,600,000円 | 4,348,000円 | 4,211,800円 | 3,832,740円 | |

税法上の取扱い 退職所得扱い 一時所得扱い

行政書士相談
 ●日時
1月29日(土)
 午前11時~午後1時
 ●内容
 遺言書作成・成見後見制度・法人設立・許認可等
 (相談員) 栃木県行政書士会 佐野支部会員 ※まちなか学校主催講座

特許発明相談
 ●日時
1月28日(金)
 午前9時~正午
 ●内容
 特許発明・実用新案・意匠・商標等の相談
 (相談員) 弁理士 高藤美晴氏

法律個別相談
 ●日時
1月13日(木)
 午後1時~午後4時
 ●内容
 不良債権の回収(売掛金回収、不渡手形の処理) 不動産取引のトラブル、契約のトラブル等
 (相談員) 弁護士 竹本裕美氏

て世界で一つの物を作りたいという方は是非挑戦してみてください!
 レッスンには毎週、月・水・金の十時~十二時。初回のみお試し無料講習も行っています。完全予約制なので、まずは一報ください。(新里)

メガネドクター 佐野店
 高萩町507-2
 Tel. 24-2009

昨年十一月、植野町から高萩町に移転し、新装開店した「メガネドクター佐野店」。店内は明るく広々としていて、ゆったりとメガネ選びができる。店舗移転にともない「めがね相談室」を充実させた。新しくメガネをお探しの方はもちろん、メガネがどうも合わない、補聴器の具合がイマイチというお客様に、対しても、検査、調整をしてご要望に十分応えられる「快適なメガネ・補聴器」を提供している。「移転して、今まで以上に快適にご利用

「ばるぼーと」には、約三十店のラーメン・パスタを展示し、お店の情報を提供する「ミニらーめん博物館」や、使いやすい料金での貸し出しが可能な多目的のホール等もあり、駅前の新たな市民の交流の場・情報発信地となっている。

特許発明相談 1/28(金)午前9時~正午 場所 佐野商工会議所3階会議室 ※前日午前中までに申込み、予約をお願いします。

定例法律相談 1/13(木)午後1時~午後4時 場所 佐野商工会議所3階会議室 ※前日午前中までに申込み、予約をお願いします。